

社 援 施 第 1 7 号
平成 12 年 3 月 30 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生省社会・援護局施設人材課長

外部監査実施経費の措置費からの
支出に係る疑義について（回答）

標記について、兵庫県から別紙のとおり照会があったが、これが取扱いについては下記のとおりとすることとしたので、了知されたい。

なお、照会のあった兵庫県については、この通知をもって回答にかえるので、あわせて了知されたい。

記

外部監査実施経費の措置費からの支出の取扱いについて

これまで、外部監査に係る経費については本部会計からの支出のみを認めてきたところである。

しかしながら、平成 10 年の「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」において、外部監査の導入や経営情報の開示などの自主的な取組を促進するこ

とにより、適正な事業運営を確保する必要があるとの報告がなされ、また、平成12年2月には、社会福祉法人会計基準が新たに示され、法人単位の会計が作成されることとなった。

このような状況に鑑み、今般、当該社会福祉事業に係る外部監査の経費について、措置費から支弁しても差し支えないものとする。なお、支出科目については以下のとおりとする。

1 社会福祉法人会計基準を適用している場合

賛金収支計算書

経常活動による支出

事務費中の雑費

事業活動収支計算書

事業活動支出

事務費支出中の雑費

2 社会福祉法人経理規程準則を適用している場合

施設会計収支計算書

事務費支出中の雑費